

令和 6 年度

経済福祉常任委員会会議録

令和 7 年 2 月 3 日

福 島 町 議 会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和6年度

経済福祉常任委員会

令和7年2月3日（月曜日）第1号

◎案件

（1）所管事務調査等について

- ・調査事件12 第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- ・調査事件13 第4期福島町地域福祉計画の策定について

（2）報告事項について

- ①福島町製氷貯氷施設条例の一部改正について
 - ②福島町有害鳥獣減容化処理施設の管理について
-

◎出席委員（5名）

委員長	佐藤孝男	副委員長	小鹿昭義
委員	平沼昌平	委員	平野隆雄
委員	溝部幸基		

◎欠席委員（0名）

◎委員外議員（1名）

委員外議員 熊野茂夫

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	小鹿一彦
福祉課長	佐藤和利	町民課長	深山肇
福祉課長補佐	吉澤裕治	町民課長補佐	中塚雅史

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	山下貴義
議会事務局議事係	角谷里紗		

○委員長(佐藤孝男)

おはようございます。

ただいまから、経済福祉常任委員会を開会いたします。

本日の調査事件は2件であり、資料等は皆様のお手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

申し出により、町長のあいさつを行います。

鳴海町長。

○町長(鳴海清春)

改めまして、おはようございます。

経済福祉常任委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、経済福祉常任委員会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の調査事件は、第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について及び第4期福島町地域福祉計画の策定についてとなっております。

まず、調査事件12の第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定についてですが、国は、全国的に少子化が進むなかで、平成24年に子ども・子育て関連3法を制定し、また、令和5年4月には「こども家庭庁」を創設するとともに「こども基本法」などを施行し、子どもが安心して成長できる社会の実現を目指すこととしてございます。

町では、これらを受けて平成27年度から「福島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもは地域の宝であるという基本理念の下、子育て支援センターの整備をはじめ、保育料や給食費の無償化を実現するなど、地域全体で子育てを応援する様々な事業を展開してきてございます。

このたび、「第2期の福島町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年をもって終了となることから、新たな計画として「第3期福島町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものでございます。

なお、当計画においても前期の基本理念を継承し、「未来に輝く子どもたちを協働で育むまち」ふくしまを基本理念に計画を策定してございます。

次に、調査事件13の第4期福島町地域福祉計画の策定についてですが、近年、少子高齢化の進行に伴い、地域や家庭での人と人のつながりが希薄化しており、地域や家庭を取り巻く環境が大きく変化してございます。

このような状況のなか、国は、住民一人ひとりの生きがいを大切にし、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指すとしてございます。

町ではこれらを踏まえ、当初計画から住民みんなが幸せになるまちをつくるため、一人ひとりの笑顔でつくる健康福祉、地域の支え合いでつくる協働福祉、思いやりの心でつくる安心福祉の3つを基本方針に掲げ、第1期計画から第3期計画まで一貫して一人ひとりの幸せを大切にするまちづくりの実現を目指してきたところでございます。

このたび、第3期の福島町地域福祉計画が令和6年度をもって終了となることから、新たな計画を策定するものでございます。

なお、第4期計画においても、これまでの計画の方向性を引き継ぐとともに住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目標とし、「第4期福島町地域福祉計画」を策定するものでございます。

最後に、本日は報告事項として福島町製氷貯氷施設条例の一部改正と、福島町有害鳥獣減容化処理施設の管理の変更について報告をさせていただきます。

このあと、担当者から資料の内容を詳しく説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

以上、簡単ではありますが、経済福祉常任委員会の開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(佐藤孝男)

町長のあいさつを終わります。

これより、調査事件に入りますが、まず調査の方法について説明を致します。

本日は2件の調査事件がありますが、最初に、調査事件12「第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について」の資料の説明を受け、不明な点や疑問な点についての説明員に対する質疑を行います。質疑が終了した段階で、調査内容について説明員と意見交換を行います。

意見交換が終了後、説明員の入れ替えを行い、調査事件13「第4期福島町地域福祉計画の策定について」を同様に行います。

調査事件13の質疑・意見交換が終了後、説明員には退席をしていただき、休憩をとり、休憩中に調査事件ごとに論点・争点の整理を行い、概ねその整理した事項に基づき、委員間の意見交換や討議を行います。

その後、最終的な委員会意見のまとめをし、議長に提出することとなります。

以上、調査の方法等を説明しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に、調査事件12「第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について」の調査に入りますが、あらかじめ調査内容について簡単にご説明いたします。

国は平成24年に、子育て家庭の孤立化・待機児童などの課題に対応するため「子ども・子育て支援法」を含む関連3法を制定、平成27年度には「子ども・子育て新制度」を創設し、さらに令和5年4月には「子ども家庭庁」を創設するとともに「こども基本法」を施行、「こども大綱」「こども未来戦略」を策定し、子ども達が安心して成長できる社会の実現を目指すこととしております。

当町においても、子ども・子育て支援新制度に基づき平成26年度に第1期子ども・子育て支援事業計画を策定、その後、令和元年度に第2期計画を策定し地域全体で子育てを応援する様々な支援事業を展開してきたところですが、第2期計画の計画期間が今年度で終了することから、町では令和7年度を始期とする第3期計画の策定を進めており、このたび、町より第3期計画の概要等について資料が示されたので、本日はその内容を調査するものです。

それでは、調査事件12「第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について」を議題といたします。

説明員から資料の説明を求めます。

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、資料の3ページをお開きください。

調査事件12 第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について。

1、計画策定の背景について。

全国的に少子化が進む中、子どもや子育てを取り巻く環境がおおきく変化しており、様々な課題の解決が求められております。

国においては、平成24年に「子育て関連3法」を制定、平成27年度から「子ども・子育て新制度」の創設、さらに令和5年4月には「こども家庭庁」を創設するとともに「こども基本法」の施行及び「こども大綱」や「こども未来戦略」などの子どもたちが安心して成長できる社会の実現を目指すこととしています。

当町においても、子ども・子育て支援新制度に基づき「福島町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から31年度）」、「第2期福島町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から6年度）」を策定し、急激に進行する過疎化や少子化に対応するため、子どもは地域の宝であるという考えの下、国に先駆けて子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、子育て支援センターの整備をはじめ、出産祝金、保育料、医療費及び給食費の無償化など、地域全体で子育てを応援する様々な支援事業を展開してきたところであります。

人口減少により厳しい現状の中で、新たな時代へ「まち」を繋いでいくことが大きな課題となっており、時代の変化とともに多様化するニーズを的確に捉え、切れ目ない子育て支援を実現する必要があります。

このため、当町では、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは

親、保護者が育むことが基本」とし、子育てに対する負担や、不安、孤独感を和らげることを通じて、地域全体で、安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るために「第3期福島町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであります。

2、人口等の現状について。

当町の総人口は、令和2年の人口は3,915人（うち年少人口240人）となっております。令和6年は3,411人（うち年少人口は202人）で、人口が504人（率にして12.9パーセント）減少しております。

また、小学生以下の児童人口で比較すると、令和2年は183人（うち就学前は94人）に、令和6年では164人（うち就学前70人）となり、総体で19人（うち就学前24人）減少しております。

出生数につきましても、令和元年は11人となっており、令和5年は10人とほぼ横ばいで推移している状況です。

次のページをお願いします。

3、計画策定までの過程について。

第3期の計画策定にあたり、ゼロ歳から11歳までの子どもの保護者を対象にアンケートによるニーズ調査を令和5年度に実施しております。

調査結果により就学前の子どもの養育環境や親の就労状況などを踏まえ、子ども・子育て会議を開催し、地域全体で安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るため計画策定を進めております。

4、計画の概要について。

（1）計画の位置づけ。

当計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」も包含した計画となっております。

また、平成30年4月に社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられ、障がい福祉計画、障がい児・障がい者福祉計画及び健康づくり推進計画等と連携を図りつつ、子ども・子育てに関する施策を推進しています。

（2）計画期間について。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

（3）基本理念。

第6次福島町総合計画の5つのまちづくりの目標の実現に向けた施策の基本方針のなかで「次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり」を掲げて、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、妊娠～出産～乳幼児期～学童期とライフステージに応じた様々な支援を行うこととしております。

地域の宝である子どもたちを地域全体で安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るため、町民が子育てを共通の課題としてとらえ、協働で取り組んでいくことを目指し、前計画において定めた基本理念を継承し、「未来に輝く子どもたちを協働で育むまち」ふくしまを基本理念としています。

次のページをお願いします。

（4）基本目標等について。

本計画では、基本理念の実現のため、3つの視点を基本目標として、児童福祉施策を推進します。

以下の基本目標1から3までの各施策の基本的方向性について、6ページから7ページにかけて記載しておりますので、次のページをお開き願います。

①安心して子育てができる環境づくり（基本目標1）。

すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育て、親が子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

ア、保育所サービスの充実。

町では、福島保育所並びに福島幼稚園の保育料等を平成28年度より町独自による無償化政策を進め、保護者の負担軽減を図るなど保育環境の充実を図ってきており、今後もさらなる保育体制の充実を図りながら保育所サービス等の向上に努めます。

イ、子育て支援サービスの充実。

平成5年度から町の保健師を中心に「育児教室」や平成10年度から「地域子育て支援センター事業」

を展開しており、子育て家庭の交流の場や育児の不安等に対する相談支援など積極的に提供してまいります。

ウ、子育て支援のネットワークづくり。

子育て支援に関する団体・機関が連携し、子育て支援や児童の虐待防止に取り組むとともに、子育て家庭を支える環境づくりを推進します。

②健やかな成長を支える環境づくり（基本目標２）。

健やかな子どもの育成には、親と子の健康が確保されてはじめて実現が可能となることから、保健・医療・福祉及び教育の各分野と連携し、子どもの主体性や自主性を尊重しながら健康づくりを推進します。

ア、母子の健康確保。

妊婦及び出産における安全確保が健康な子を育てる出発点となることから、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期から育児における健康診査・総合的な育児相談を継続的に進め、親となるための知識を習得する学習機会を与えながら、育児力を身に付けさせるとともに、児童生徒の生活習慣病予防に向けた啓発事業を展開していきます。

イ、子どもの生きる力と豊かな心身の育成。

自然環境の中で、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備を図りながら、子ども同士や世代間の交流を促進し、心身ともに調和のとれた人間として、正義感や倫理観、他人を思いやる心や豊かな人間性を育んでいきます。

ウ、子どもの居場所づくりの推進。

放課後児童対策として、平成１９年度より福島小学校の空き教室を利用して、保護者が就労等により帰宅後の保育に欠ける児童を対象に学童保育を実施しており、保護者が安心して就労することができる環境づくりを進めます。

エ、子育てに配慮した就労環境の整備。

女性活躍社会の中で、保護者が子育てと仕事を両立させることができるよう、育児・介護休業制度などの情報提供や啓発活動を進めるとともに、子育てに配慮した就労環境整備を推進します。

オ、子どもの権利に関する住民意識の醸成。

子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものを決めるのが大人の義務とされています。

当町では、全ての子どもが生きることへの権利を有することを確認するとともに関係機関と連携の上「子どもの権利」を擁護する体制づくりを進めてまいります。

③地域全体で子育てを支える環境づくり（基本目標３）。

子どもを町の宝として、すべての町民が子どもを大切にし、家庭と地域及び行政が一体となり協働で子育てを支援できるような取り組みを推進します。

ア、子どもの安全・安心の確保。

子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と地域全体での意識の醸成が大変重要となっており、警察、学校、町内会など関係団体等と協力しながら、迅速な犯罪等の情報提供や交通安全運動など総合的な事故防止対策を進めてまいります。

イ、児童虐待防止策の充実。

全国的に児童虐待が深刻化している中で、地域としてこうした兆候を見逃さないよう、児童、生徒が通園・通学する保育所や幼稚園、学校と一層の連携協力を図るとともに児童虐待の防止と早期発見の対応を図ります。

ウ、安心・安全な生活環境の整備。

町では、妊産婦、乳幼児連れの親子等あらゆる人たちが安心して外出できるように、町道の街路灯等のＬＥＤ化を実施しており、子どもが犯罪等の被害に遭わないよう防犯思想の普及運動の展開など、今後も継続的な運動支援を進めてまいります。

次のページをお願いします。

５、前計画からの変更内容について。

子ども・子育て支援制度のうち、下記の事業を新たに追加しております。

１つ目は、こども家庭センター事業でございます。

こども家庭センターとは、母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら子育て世帯に対する一体的な支援を「切れ目なく」行っていく機関でございます。

国及び北海道から令和8年度末までに設置を求められております。令和9年度から運用できるよう体制整備を行うこととし、計画に記載しております。

次に、妊婦等包括相談支援事業でございます。

事業内容は、妊婦さん等に対して面談等を実施し、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行うための事業でございます。子ども・子育て支援法等の改正により令和7年度から現に福祉課において実施している妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援が、本計画の利用者支援事業に新たに妊婦等包括相談支援事業に位置付けされたため計画に記載しております。

次に、子育て世帯訪問支援事業でございます。

事業内容は、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業でございます。計画に記載しておりますが、現時点での実施の予定はありません。必要に応じ計画変更のうえ体制を構築することとしております。

次に、児童育成支援拠点事業でございます。

事業内容は、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して支援を行うための事業でございます。計画に記載しておりますが、拠点整備が必要となることから現状では予定はありません。必要に応じ計画変更のうえ検討することとしております。

次のページをお願いします。

親子関係形成支援事業でございます。

事業内容は、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けて支援していくことを目的とした事業でございます。計画に記載しておりますが、現時点での実施の予定はありません。必要に応じ計画変更のうえ体制を構築することとしております。

次に、乳児等通園支援事業でございます。

事業内容は、認定こども園に入所していない3歳未満の乳幼児に、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者に対し面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うための事業でございます。

国では、令和7年度に制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしているため、当町においても令和8年度から運用できるよう体制整備を行うこととし、計画に記載しております。

最後に、産後ケア事業でございます。

事業内容は、退院直後から生後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業でございます。母子保健法により令和6年度まで実施しておりましたが、法改正により令和7年度から子ども・子育て支援事業に位置付けされたため計画に記載しております。

6、計画の推進体制について。

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」を明確に定めており、その責務として、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があります。また、「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

7、計画の推進に向けた役割。

本計画を着実に推進するにあたり、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性について取り組む必要があります。行政、家庭、地域社会、企業・職場、各種団体など相互に連携をして取り組みを進めます。

次のページをお願いします。

- (1) 市町村内における関係者の連携と協働。
- (2) 近隣市町村との連携と協働。
- (3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働。

上記を定め、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的に推進するため、円滑な事務の実施体制を図

り、近隣市町村間、さらには国・道との連携など、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

8、計画書。

別冊「第3期子ども・子育て支援事業計画（案）」のとおりでございますので、ご参照願います。

以上で、調査事件12 第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定についての説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（佐藤孝男）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は「不明な点や疑問な点」の質疑といたします。説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

7ページのエ、子育てに配慮した就労環境の整備とあります。これを整備推進していくという内容の文書なんですけども、どのような環境で推進していくのかを聞きたいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

ここにも記載しているとおり、大きいところでは介護休暇制度とかそういうものを活用していただくようなものが必要だと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

先ほど計画の推進体制ということで、9ページの下の方に計画の推進体制と計画の推進に向けた役割とありますけども、ここに「事業主の責務」と、それから計画推進に向けた行政からずっときて各種団体の相互的な連携という取り組みが載ってますけど、この取り組みの進め方というのはある程度マニュアルはできているのか。それから、先ほど聞いた事業主の責務というのは何を表しているのか。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

事業主の責務としましては、育児にあたり休暇等を取りやすいだとか、例えば、勤務時間の配慮だとかそういうものをお願いしていくことになると思います。

あとは、各種団体との総合連携というのは、今後も計画ができてからも定期的に子ども・子育て会議という会議の方は開催してまいります。その中で色んな問題等が発生とかもあるかも分からないですけども、そういう協議の場にそういう声を届けるという形になるのかなと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

説明なかったんですけども、説明というか、ちょっと資料についてお聞きします。

72ページになるんですかね、これも今聞いたような感じで72ページですけども、地域の役割って地域社会の役割というのがありますよね。わかりますかね。

調査事件12-2計画（案）の資料ですけども、その中で、72ページに地域の役割ってあります。

この中に国籍等にかかわらず、すべての子どもという文言と、それから積極的に地域活動に参加するよう促す。まず1点、国籍に関わらずというのは果たしてこれは当町の状況にあったものなのかということと、それから、2点目の積極的に地域活動に参加するよう促す、この手法というのはどのように考えているんですか。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

この国籍等に関わらずという部分に関しましては、実際に当町でも外国籍の方が夏休み期間とか海外にいる保護者の里帰りとか福島保育所を利用している実情もございます。

あと、この地域活動に参加するよう促しということに関しては、そういう子どももおりますので、例えば子育て支援センターの利用など色んな、あと保育事業に参加していただくことを想定しております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

また先ほどの質問とだぶると思うんですけども、企業・職場の役割ってその下に（４）にありますけども、先ほど言ったように勤務時間の配慮ということを課長おっしゃっていましたが、仕事時間と生活時間のバランスですね。それと、職場優先の例えば意識の中で、それが企業にとってそれぞれの会社によってそれぞれ違うと思うんですけども、そこら辺まで踏み込んだものの考え方で対応していくのかというところを聞きたいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

計画の方にはこういう風に記載しております。ただ、やっぱり働いているその会社が優先でございます。そこはやっぱりその会社の方針が一番かなと思っておりまして、なるべく育児環境というかそういうものに配慮していただけるように訴えかけていかなければならないと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

これはこの中に書いていないですけども、去年の８月の夏休みの最中に北海道新聞に一人親家庭の子どもの食事情というのが出てまして、今日のこの委員会の議題にそぐ・そぐわないかどうかはちょっとあれなんですけども、子育てという面を考えれば、ちょっと避けてとおれないのかなと。

そのなかで、一日２食以下という子どもが、平均ですから３４パーセントぐらいあったそうですね北海道新聞の調べでは。これは当町として子どもの数も少ないし、ちょうど夏場は昆布生産とかそういうもので結構忙しさもありますし、当町でそういう実態というのは調べていらっしゃるのかどうかお聞きします。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

町民課の方ではちょっとそういう調査はしていない状況でございます。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

何点か伺います。

まずは、計画策定の体制といいますか、それは先ほどの話しのなかで子ども・子育て会議という話が出てましたが、そこで検討するとか何か別な策定するための体制というのでしょうか。どういう形で提案されるところまで積み上げてくるのかを教えてください。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

計画策定に関しましては、子ども子育て会議委員による子ども・子育て会議で全て審議している状況でございます。また、計画にあたって、子育て世帯に対してニーズ調査を実施したその結果を会議の方にかけて、その策定したしだいでございます。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

子ども・子育て会議の多分色んな関連団体があるんだと思うのですが、そのメンバーを教えてください。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

まずは各学校の校長先生、それと町内におります主任児童委員、あと、保育所や幼稚園などの……すみません、計画資料の最終ページに委員の名簿を記載してございます。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

町内会関連とか特にその協働ということで町内の役割云々というのが結構出てくるんですけども、そういう形の委員というのはいないということですか。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

町内会関係は委員の中には入ってございません。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

それと、自然環境の背景ということを重視して対応していきたいみたいな文章があるんですけども、私達が子どもの頃の自然環境と大変差異が出てきている状況があるんですけども、そういった部分ではこれは今事例としては殿様街道と稲作の部分だけなんですけども、そういった自然環境の状況について、そういった会議等でこの計画をつくる段階で調整したとか調べるとかアンケート調査もあるんですけども、そういった项目的なものは検討した経緯はあるのでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

こちらに記載のそういう事業を協議したということです。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

かつては各町内会毎に、特に子どもの日の行事というのを結構盛んにやった経緯があるんですけども、そういった子どもの日の行事みたいなことを各町内会で対応するという状況を把握されていますか。現況あるのかないのか。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

前は子どもの日の行事に合わせて各町内会に助成金とかを交付して何かやっていたという事業はあるんですけども、最近は町民課の方もそういう風なものはいまもう実施していません。ただ、あと、今各その町内会でそういう事業をやっていたかというのは把握はしてなかったです。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

8ページ9ページで、いわゆる安心安全な生活環境の整備の前計画の変更内容で、新たな計画ということなんですけども、この後段で最後のページの中で、要するに検討の段階での市町村間におく関係者の連携と協働という風な書き込み方をしているんですけども、こういった新たな事業についての広域的な検討というのは、特にうちの方は西部四町で対応しているんですけども、どういう新たな計画が各町村でやるわけですが、

そういった調整で検討した経緯はありますか。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

近隣町とかと協議というのは行ってございません。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

もう一点、6ページの①のAの部分、保育所サービスの充実という部分で、今保育所の入所基準の見直しというのは各全国的には出てきて、特に保育所の対象人数が減少するというのなかで、夫婦とも働いているとか条件がありますよね。ということを保育預かりということなんですけど、その辺を見直しをしてオープンにして子ども達はどういう条件でも対応するということが出てきているのですが、そういう検討の話は見直しの中で出てきていますか。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

今、国の方では何て言いますか、全ての子どもが、例えば保護者が就労していなくても、その3歳未満児のそういう月10時間までの300円ぐらいで保育体験という制度を今推進しているところなので、当町もこの計画の中でそういうものもやっていかなければいけない検討になっているということで、計画の中に盛り込んでおります。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

委員外議員ありますか。

熊野委員外議員。

○委員外議員（熊野茂夫）

これはずっと当町でやってきていることの時系列で、この子育て支援という感覚のなかで考えてきた時に、一番最初に始まったのが医療費の18歳までの無料化ということその現状、それから、そのあと出産祝金等々でもって支援をしていくという保護者に対する支援だったろうと思いますけども、さらに、いわゆる鳴海町政になってから保育料の無償化だったりそれから学校給食という風なこと、学童保育そのものもまた設置だったという事はずっと進んできていますよね。

こういうなかでやられてきていて、さらにこれは国の施策の対応に伴っての計画を策定ということなんだろうけど、当町では独自でもってきちっとやってきていることがずっとあるんですよね。それを、国の策定に計画策定しなさい、作りなさいという法令の下でやってきているということで、当町は当町の独自のことでもって先んじてやってきていることがいっぱいあります。

そのなかで今これずっと見てきてて、いくらか時代性の中でもって、ちょっとこれはどうなのかなと思うことが一つあるんですけども、親方いわゆる子育てに対するしている親方の不安解消という問題でそこにも関わるだろうし、一定の年齢になってくると、いわゆる今のスマートフォン等々のこれが子ども達の世界で相当に使われているということで、これはSNSに対するいわゆる対応というのはこの中でもって議論はされていないのですか。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

計画策定にあたってですね、その部分はちょっと話題になっていなかったというのが現状でございます。

○委員長（佐藤孝男）

熊野議員、何か意見交換に入っているようなので。

熊野委員外議員。

○委員外議員（熊野茂夫）

それと、子ども達のところでこれは健康上の問題なんですけど、結構アトピーの問題というのが子ども達の育成の過程であるんですけども、その辺の議論というのはございますか。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

そちらの方も会議の中では議題・話題というかそういうものになってございませんでした。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに質疑ありますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、意見交換を行います。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

先ほど聞きましたけども、子育てに配慮した就労環境のあり方、それから、勤務先というか事業主とのやり取りのあり方、そういうものについてどこまで踏み込んで話し合っていくのかということなんです。今までのとおりで、なーなーと言えば失礼な言い方かもしれませんが、けども、うちの町の場合は先ほど熊野議員も言いましたとおり、全て国に先駆けて町にあった子育て施策というものは推進してきているわけですから、どういう風に完熟させていくのかということなんです。今の段階では、そうであるならば、こちら辺が一番ネックになってくるのではないのかなと。このように思うんです。

それで、まずその様々な事業の内容それから形態、また、規模の大きさ等々あると思いますけども、どこまで事業主の懐の中に手を突っ込んで理解してもらうか。その施策というものを具体的にあげないと協力できるものはできないものの、選ぶことさえ出来ないような感じがするんです。まずそこら辺が1点目お聞きしたいなと思います。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

今後も計画ができたからといって子ども・子育て会議が終わるわけではないので、その会議の中に今言ったお話し等を議題として今後どういう方向性で行くものなのか決めていくことも必要だと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

まだ、具体的にはじゃあ方策というのは出来上がっていないと。けども、この職場の事業主の方にはそれなりにこういうものを考えているんだよということは、町としては示していくと。じゃあそれは、その時期的に早い話しがタイムスケジュールですよ。

これを謳っている限りはやはりそのせめても町内の事業主さんの的には福島町独自の考え方というのは周知していかなくちゃなんないと思うんですけども、そのタイムスケジュール的なものというの、まだこの委員会では考えてられませんか。どうなんですか。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

そうですね、その詳細についてはまだ検討していない状況ではございます。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

是非、私はそこまで突っ込んでいくべきかなと思うんですね。今でこそこの町も我が町のやっているようなこと真新しく今やり始めていますけども、また、報道機関も新しくそれを報道されていますけども

ね、うちとしてはある程度もう鳴海町政になってから進めて行っている事案というのが結構あるので、私から見れば「今かい」という感じがするんです。

それをさらに進めて、本当に町の規模にあった町の町民の方々と一体になった子育て支援の事業計画に作っていくということになると、やはり、その町その町でそのあり方というのは違ってくると思うんですよ。いくら国がある程度の器を作ってくれたとはいえ、それは国が平均的に見てここも必要だ、あそこにも必要だと、ただ、机上の世界で現場をあまり重視していない方が作りあげた施策もあるやもしれません。けども、うちの町としては現場を見て作っていくということを考えれば、やはりこのこういうこまいところもきちっと押さえて町民全員という風に意識付けしているわけですから、事業主の面もこれは考えていかなきゃなんない。考えた限りは計画は実行していける器づくりもしていかなきゃなんない。理解してもらわなきゃなんないこのように思うんです。だから、それはまず1点、これから考えていってほしいなと思うんです。

それから、先ほど夏休み中の食事のあり方というのはこれは調べていませんと、どっちかという和学校教育の方の分野に入ってくると思うんです。それで、学校教育の分野と子育て支援の分野というのは、かなり重なる部分が出てくると思うんですね。

ここで、その部分は私達は知らない、こっちはあっちの範囲内で調べてもらっているからどうなっているから分からないというような話しはならないと思うんです。最低でも情報共有だけはしておかなきゃなんない。こういう実態が報道であげられているということはあるということなんですよ、これは。どこの町でもあるということなんですよ。

であれば、やはり子どもの健全な育成ということを考えると、これは、なるべくならそこそこの家庭の事情にもあるかもしれませんが、なるべくなら3食という感じで進めていくというのは学校教育の話しだけじゃなくて、やはりこの子育て支援の中でもやはり数字だけでも、それから環境を整える意味だけでも私はそういう体制づくりというのは、これだけ器づくりしているわけですから、ですから必要だと思うんですけども、そこら辺は考えていただきたいなと思います。どうですかその考え方について。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

まずは企業の話しのところを少し私の方からもお話しさせていただきますけども、やはりなかなか我々今、子育て色んな形で先駆けて応援をさせていただいております。それは取りも直さず少子化対策の中でどう子どもを産み育てていただくかというところに、どちらかというと重点を置いた施策をさせていただいております。出産祝金についても私福祉課長の時代に同時の町長にお願いをして作らせていただいて、そして、町長になってから保育所給食費無償化ということなんです。

ただ、やはり、このペーパーにも書いてますけども、基本的にはやはり子どもを育てるのはやはりしっかり親の教育環境どう育むかということが、また別な観点であるんだという風に思っていますので、そのところは議員おっしゃるとおり、町民課だけの担当ではなくて、やはり、例えば小さい子どもの時にどう子どもさんを親が育てるかとなると福祉の方のうちの保健師さんの分野になります。

そして、今度は学校の給食なり色んな形になりますと教育の分野にもなりますので、私はやはりその三課が三位一体で子どもを育んでいくという体制が必要だと思っていますし、私はやはり家庭の中に手を突っ込むということはなかなか我々できないことだし、企業に対しても厳しいところはあるんだと思っていますので、我々としてはやはり情報共有をしっかりと、例えば企業の方々とこういった制度がありますと育児休暇制度、産休制度とかあります。そういったものをなるべく親御さんが休みやすい体制を企業としても協力していただくような声掛けなりそういった制度を作っていただくとか、そういったことを心掛けていく必要があると思いますし、そういった情報共有とともにそういったものを広報なり色んな形を通じて、先ほど言いました子育て会議を通じて啓発をしていくというのも一つの手ではないのかなと思ってございますので、我々今やらせていただいているのは色んな形で先駆けてやらせていただいておりますけども、やはり、私少子化の問題で常々言いますけども、しっかりと国が本来厳しい状況の中で責任を持ってやっていく。今ようやく本当に国も本腰を入れて対策を講じようとしていますので、そういったものをしっかりと我々としても捉えながら、福島で生まれ育った子どもが健全に育成育むようなことを我々行政はもとよりでありますけども、町内会の企業、そして、一義としては親御さんがしっかりとやっていくことが必要だと

いう風に思っていますので、先ほどの朝の朝食についても教育委員会だとか色々な方でも捉まれている数字がありますので、そういったものを特に小さい子どもさんのところについてはうちの保健師さんが色々な形で入って行ってますし、またそういったところと連携を図りながら連携会議みたいなのもやらせていただいていますし、本当に朝食を食べない子ども達が最近、それは取りも直さず今の若い親御さんが自分が朝食を食べないものが子どもさんにも影響しているのかなという風に私は思っていますので、やはり、基本的に3食きっちり食べて健康な体を作っていくというのが私は基本だと思っていますので、そういった状況が町内でも研鑽されるのであれば、しっかり庁舎内でも情報共有しながら対策をしていきたいと思っています。

ただ、この計画の中でここまでこまいところを網羅してということはなかなか厳しいと思いますけども、しっかり我々としてはそういったものを色々な会議、情報を通じて、行動として移して行きたいという風に思っているところであります。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

ありがとうございます。あまりこまく喋ってもですね、やるのは親なんですから大変だと思いますけども、でもやはり、やらなきゃやらないでねその器も無いのかという風な感じで言われますけども、やはりそこら辺はきちっと親御さんと情報共有する土壌を作っていくと。その土壌を作っていくということを考えると、この資料の26ページの子育て支援、ニーズ調査ということでここに書いていますけども、意外だったのは子育て支援事業の就学前の子どもの保護者の②番ですけども、もし、子どもが病気になった時に親族に看てもらおう方が多いと書いている調査結果が当町の場合は多いんですね。

それで、こういう場合はどうするんだろうなと思ったら、意外と親が近くにいたりとか、一緒に同居しているとかということなのかなと思うんですね。一方では核家族化している。けれども、親族に看てもらおうということは結果的には近くにそういう方々がいるということになりますよね。

だんだんそれがずっと続いて行ってくればいいですけども、そういうことはちょっと今後厳しくなってくるのかなと。そういう風なことを考えた時にファミリーサポートみたいな親の代わりに看てもらおうとか、親と子どもが同時に病気になって親が入院して子どもを誰かに看てもらおうという時なんかも、そういう事案も発生するわけですね。ですから、この調査結果は調査結果としても、町として、やはりこそこら辺はもうちょっと煮詰めていった方が私はいいいと思うんですけども、どうなんでしょうかそこら辺。

○委員長（佐藤孝男）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

確かにこの調査結果のとおり、親族の方が例えばおじいちゃんおばあちゃんが看てくれているという結果にはなっていますが、今議員おっしゃるように確かに今後そういうことも想定されていますので、そこはやっぱりまたその子ども・子育て会議の中でそういう議題を提案していったら、何か解決策を考えていかなければならないのかなと思っています。

○委員長（佐藤孝男）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時03分）

（再開 11時16分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

意見交換です。

ありませんか。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

今、町長の話しとか委員との話し等を聞いてですね、やっぱりこの国の計画そのものが多分うちのよう

な人口減少が過疎的に進んだ小さな自治体を想定した計画ではないような気がするんですね。

ですから、逆に考えると国の一定の基準を重視するのではなくて、町の実態に合わせた形の考え方みたいなものをどう捉えていくかというのは私は逆に実行性のある計画になっていくのではないかなと思います。もちろんその町長が新しい体制になってから色々子ども達の対応含めて、国先駆けて対応してきたというのは大変な英断だったと思いますし、それ自体は私は大変良かったのではないかなと思います。

ただ、今言ったように計画そのものの自体を逆に福島の実態にあったような形でということで考えた方がいいのではないかなと思いますので、例えばその検討する体制の部分の中の考え方も、質疑の中でも言ったように町内会の関連とか産業団体の方の関連みたいなものを包含して対応するという考え方、あるいはそれが出来ないのであれば、この計画そのものもやっぱり共通認識を持つということが大事だという風に思いますよね。この基本理念そのものが「未来に輝く子ども達を協働で育む」と協働という風な考え方の中には当然その一般住民も含めてということの文面が色んな箇所に出てくるわけですから、そういった部分で大事な部分としては私は町内会の組織というものの方が大事ですし、また、各産業団体も働く関係の部分の質疑等もありましたけども、対応すると。

今の状況でやると、そういった意向がなかなか伝わるような形になっていないので、なっていないとすれば改めてまたそういう町内会や産業団体含めて、この計画そのものの内容の部分伝えていく情報を共有するというのが大事なことだろうなという風に思いますね。

ただ計画を例えば町広報に載せたり、新聞等報道等で出て行くだけで対象の方がすぐ理解するということには私はならないという風に思いますし、細かい項目の部分については積極的にそういうことの対応を立場が違って色んな分野のものあるんでしょうけども、そういった部分では小さい自治体の良さということで、先ほど言っていた話しの中では、あるいは教育委員会だったり福祉担当の保健師さんとかそういう方が交えて対応するとかという形はどこかで情報共有するという部分では大事なことだという風に思うんですが、その辺の考え方どうですか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。議長おっしゃるとおり、今だいたい1年に産まれる子が10人ぐらいで、10歳まで行っても100人足らずの数でありますので、本来であればもう少しきめ細やかな情報というのはアンケートまでいかなくても色んな状況を捉まえられらるんだと思うんですね。

先ほど言いましたとおり、例えば子育て中の保育園含めてその子ども達であれば保育所でしっかり捉まっていますし、また、うちの保健師さんが捉まえる、学校であれば教育委員会が捉まえるような状況の中で出来るんだと思いますので、この手の計画という言い方が言うと失礼ですけど、やはり国がある程度示したものに沿った形で我々どうしても行政マンというのは作りがちでありますけども、ただ、このあとやる地域福祉計画はどちらかというと自分が一番最初に作った時に珍しく議長に褒められましたけども、ちょっと型破りな作り方というか自分のところに合ったもので、あまり必要以外のものは飾らないような形で生身で作らせていただいた記憶がありますけども、今言ったように子育てについても、しっかりと地元にあったようなものの捉え方をですね、今回はちょっと今はもう進行中でありまして整理をさせていただきですけども、これからはもう少しコンパクトでもいいからもう少し実態とあったもので具体性のあるものの方が私はより良いのかなという気がしてますけども、そここのところについてはちょっとまた今日の意見も踏まえながらまた反省して、今回ある程度この計画の中で承認をいただいて、これをまた推進しながら次期計画に向けてもう少しコンパクトで実行性のあるものという形の方が私も見て感じ取っておりますので、その辺については少しお時間をいただきながら、多様な意見をいただきながらやっていければなと思いますし、計画は計画として、また、4年なり5年の計画期間中の中で軌道修正なり色んなことはできますので、そういったなかでなるべく子育て会議なり現場を通じて修正できるものは修正する。

また、新たなものが必要なものについては、しっかりとまた追記するような形で整理をさせていただきたいなという風に思っています。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

今、町長が言ったように私も次の議題の資料を見ても、今回は2つか3つ国の考え方を今の計画の中に包含するという考え方ですね。私はそれが実態に合った形なんだろうなという風に思いますので、できればそういう方向で検討をしていただきたいと思います。

そこで、その部分の中で、どうも私は町長も協働のまちづくりということで基本としては自助・共助・公助ということを訴えて、私もそこは色んな形で話しをするんですが、ただ、どうも公助の割には自助・共助がどうなんだろうなというケースが多々あるような気がします。

それは、子育ての部分は今例に出たので、町の方が国に先行して色々そういう対応をするということが一つのきっかけになるのか分らないですが、全て何か町の方をお願いするという形が何かこう、そこは型にはまってそういう対応を町の方が早め早めにするということが、何か本来は自分達で出来ることは自分達でやるというのが大事なことですし、今日の課題の子育ての部分もそういった部分が最も大事ですし、そのあとにおいて互助ということは家族内のことだったり、あるいは飛んでアンケートに出てくるように親類の方をお願いするとか、段階的に公助の形を取るということ。その上で対応できない部分が公助ということが基本中の基本でないかと思うんですね。

ですから、その部分の徹底ということは改めて、これは行政だけでなく、教育の部分も含めて行政全体の部分だけではなくて、町内全体の産業団体含めた福祉団体も含めた町全体でそのことをもう一回しっかりと意識してやっていかなければ、特に人口減少、色んな形では若干例年から見ると歯止めになっているとしても、減少のままプラスということにはなっていない状況はずっとこれからも続くということが予想されるわけですから、そういった部分の中で大事な基本的な考え方なんだろうなと思います。

特に心配するのは、財政的な部分がありますよね。国に先行して給食費等については国の方も対応するというのであれば、その分は結構高額で助かる部分は出てくるんですけども、それにしても大きく負担が続くわけですし、歳入の税収を含めた部分というのはどんどん減少せざるを得ないということの状況が背景にあるとすれば、やはり私はそういった部分も考慮していかなきゃないんだという風に思いますけども、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

我々これまでもやらせていただいているのは、先程来申し上げますとおり、やっぱり少子化をどう食い止めるかというところで、まずは経済的な支援をしていくなかで子どもさん産んでいただく、育てていただくというところに、これまでも力を注いできたつもりであります。

議長おっしゃるとおり、国に先駆けて、私は常々言っているのは国が本来やるべき事をなかなかこれまでやって来なかったところを我々が先んじてやらせていただいた。今ようやく国の方も色んな形でこれからやってくれると思いますので、少しは財政も助かってくるのかなと。

ただ、今までもやってきたところについては過疎ソフトを使いながら色々財政の工夫もしながらやらせていただいたところでありますので、今後、この前もお話したとおり、大型事業を計画したなかで、これから令和9年あたりが多分ピーク時になるのかなと思っていますので、そういったところを少し多分1、2年ちょっと厳しい状況が続きますけども、そここのところをまた平準化しながら我々しっかりとやっていく必要があるんだと思いますので、そこはしっかりとやっていこうかなという風に思っていますし、財政があって我々行政サービスが保てるわけでありますので、そここのところはしっかりと守っていきたいなと思っています。

それと、あともう一つ、自助というか本来はやはり親がしっかりと子育てをするそういった意味でもこの資料にもありますとおり、親が第一義としてやっていくと。そして、それが厳しい状況の中で共助といえますか、そして、公助が来ると。ただ、その共助がなかなか町内会の話をするわけでもないですけど、なかなか今それが厳しい状況にあるのかなという、そういった色々なコミュニティの関係も含めて皆で助け合うということがなかなか昔と違ってできない時代になりつつあるのかな。

自助についてもですね、私、でも色んな意味で先駆けてやってきたのが、たぶん今親御さんにするとこの物価高だったり色んな状況の中でしっかりと子育てをしてあげていることが、少なくとも本来はもう少し子どもの数は減っていったるべきな数字が、ここ何年かは、去年はちょっとあれですけども、ずっと横ばいで来たという本来は横ばいも減ってくるのが基本的なデータを見ていくと流れになるんですが、そこ

をちょっと踏み止まっていたいただいたというのは色んな形の政策の効果でもあるのかなという風には感じてございます。

色んなことも含めながら、今議長おっしゃったようなところを十分注意しながら我々も今後しっかりやっていきたいと思ひますし、また、先般も道議の先生とか国会議員の先生とも合わせて色んな形で私の方からも色んなお願いをしてきていますので、国が今ようやく色んな形を整えつつありますので、そのところできっちりと財政の軽減につながってくるのではないのかなという気がしていますし、今回もいち早く年末前に予算をいただいてやらせていただいた給付金の関係なんかも含めて、他の町から比べると、ちょっと福島早過ぎないかというのを我々としてはしっかり国の予算付けが来るという想定のもとでやらせていただいておりますので、かならずしも予算上は一般財源を全て使うような形を取らせてはいただいておりますけども、あと補填をしてしっかり修正もさせていただいておりますので、そういったものも見通しながら、やはり、なるべくこの物価高厳しい状況の中で少しでも親御さんの経費を負担していることによって、健全な子育てができるということに、我々行政としては努める必要があるんだという風に思っていますので、そのところをしっかりとやっていながら財政規律も守っていききたい。そのように思っておりますのであります。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

ちょっと本題からズレますけども、その国の財政状況も含めても新年度予算も相当今まで一緒にということが、私はそう長く続くはずがないんだという風に思ひますよね。そういった意味では、確かに地方創生の絡みも含めて、ある程度見通しは当然あるんでしょうけども、基本的にはやはりこのあと厳しい状況になるということ踏まえて、色々対応していかなきゃないということも根本に据えて、今回の町内会との議会の懇談会の資料で基金の資料をまた頂いたんですけども、やはり現況では財調も10億ということで公約している部分でいくと、なかなかそこを維持するのも今後厳しい状況になるんでないかなという懸念もありますので、その辺も含めて自助・共助・公助の部分の町内での徹底について対応していただきたいことをお願いをしておきたいと思ひます。

それでもう一点、新たな事業展開の部分で言ったら広域的な対応の部分ですけども、そのことについては私は新たな部分だけでなく、現況を対応している部分についても私は四町の広域の体制を含めて検討するものは、今の段階でするものは、こういったテーマに沿って担当含めて一回協議と言ひますか話しをする場面を都度情報交換をして対応できる可能性について検討して行ったほうがいいんだという風に思ひますが、そのことについて最後に伺ひをします。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

広域性の問題については従来から申し上げておりますけども、我々広域関連者の中で今やっているものだけで多分人口減少していくとすまなくなるということは常々言わせていただひていますし、参与幹事会の中でもそういった話しを小出ししてやっておりますので、今言ったように直近でいくと我々病院の関係、そして、保健師さんの関係が多分きつくなってくるのかなという気がしています。

保健師さんの関係などは本当にきつくなってくると、今度介護保険そのものの包括センターを運営できなくなりますので、そういったものをやはり人的ものを補ひながら四町でやっていくという方向性にこれから私はなっていくんではないのかなと思ひてますし、特に子どもの関係についても早晩やっぱりこれだけ子どもの数が減ってきたなかで、どうお互いに助け合うかということは必然的に声として出てくるんだと思ひていますので、機会あるごとに我々もしっかりやっていきたいと思ひますし、また、担当レベルでもしっかりこの四町は課長会議なり色んな会議の中で連絡調整することが多くありますので、そういった機会を通じながら協力できるようなことを担当課長の方からも提言していただくようお願いをしていきたい。そのように思ひています。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

委員外議員。

熊野委員外議員。

○委員外議員（熊野茂夫）

委員の皆さんから大体のところは出尽くしているんだろうなと思いますけども、先ほど言った本当にこれ今のこの計画の中だけの話しじゃなくて、教育委員会が特に関わってくるんだろうなと思う。いわゆるSNS上の様々な子ども達を取り巻く環境このところは見えないところで動いていくことが異常に多いので、なかなかつかまえていくこともこの計画の中から云々という状態にはならないと思うんですけども、特に学校教育だったりそういうところでもっての先生方の教育現場だったり家庭の状況というのはつかまえているところもあるだろうと思いますので、そこへのアンテナ等とも含めて張り巡らされてそれを未然に防いでいけるような対応の仕方というのにも検討の余地があるんじゃないのかなという風に思います。

あとは、地域の状況を考えてみても、うちの地域には中学生ぐらいが一人ぐらいいるぐらいで、あとは全然色んな行事やっても子どもの対応ができないという状況になっているので、これだけ数が少ないんだろうということであれば、委員会いわゆる教育現場、それとも教育委員会ともまた対応しながら数少ない子ども達の状態なので、その一個一個の個々の子ども達の取り巻く家庭環境も含めて、その情報というのをしっかり捉えていけるんじゃないのかなと。

ですから、公助という意味でもって何でも先んじて手を出していくという状態ではないと思うんですけども、その情報を今言ったSNS上の様々な問題、こういうことに陥らないようなことも含めて、情報をきちっとやっぱり持っていく。大事なことだろうと思います。この計画の中で計画を推進していくじゃなくて、個々の状況をできるだけ情報として捉まえていくというのが前提になってくるんじゃないだろうか。それを持っていることによって解決も早いだろうなという風にして思います。地域に対して記載するのはなかなかもうコミュニティの状態がその状況になっていないので難しいかなとも思います。

あともう一点、ずっとこれは経験上なんですけど、これは保健課になっていくのかなと思うんですけども、子どものアトピーの問題。

これって最近特にも気が付き始めたんですが、子ども達の成長の過程で学校行っても、家へ帰ってきてもこのアトピーを持っている子という状態が日常の生活だったり成長過程に非常にストレスになっているような気がするんです。

ですから、ここの対応も出来ればですね、結構人数多いんですよ。10人いれば感覚的な部分ですけど3人とか4人とかそういう風な感覚持っていますので、一度こういうところも就学児童の状況でもって調査してみたらどうですかね。そうすると、その対応も見えてくる。なかなか医学的には治療方法等を聞いてみると、あんまりこれっという特効薬的なものも無いような状況も聞こえてくるんですが、でも、子どもの成長の過程には非常に大きなストレス負担になっていると思いますので、このテーマも一度、機会があったら検討していただきたいと思います。以上です。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。

なかなか子どもの数が少なくなってくとこで、塩釜なんかを見てもうちの孫が小学校1人で、幼稚園に今行っているのが1人しかいませんので、なかなかそういう状況を見ると、じゃあ町内会で何かできるかという昔だとかどもの日になれば会館に集まって色んなことを各町内会でやってくれたものが、町内会単位でも今できない状況であります。

ただやはり、反対にこの子どもの数が少なくなった分だけ把握がしやすくなっているというか、昔であれば我々の時代だとクラス40人もいて、4クラスもあれば大体なかなか目配せもできないし、学校との先生のやり取りも難しい状況でありますけど、今は少ない数の中でSNSではないですけど携帯の中でまた親御さんも色々先生とのやり取りをしているという風に私も見て感じております。

そういった意味では結構細かいところの視点での捉えというのは出来るのかなと思いますので、それは先程来申しましたとおり、うちの福祉が保健師さん中心、そして教育委員会中心に連携をして町民課がこの計画なり色んな反映をしていく。

そして、アトピーの問題については私はやはり食事環境のバランスの問題があるのかなという気がして

いるんですね。色んな形、昔の食事形態と違い今少し色んな化学のものという言い方がいいかどうか分かりませんが、色んなものを食する、また、偏食って言いますか偏った食事を取るという形のなかで色んなこれまでなかった病気が出てくるんだという風に思ってますし、本当にアトピーなんかは、やはり少しこう何て言いますか、神経が集中できないような多分病気だと私は思うんです。やっぱりかゆみだったり色んな形が気を散らすといえますか、やはり子どもが成長していくなかで、しっかりと落ち着いて生活するなり学ぶということができなければ、やっぱりどこかでバランスというのは壊れていきますので、そういったものも教育委員会の方でも当然色んなアレルギーも含めてアトピーも含めて給食の問題の中で状況調査というのは調べているという風に思っていますので、そういったものもまた連携をしながら、きちっと対策が必要であればしていきたいという風に思っています。

ただ、議員おっしゃるとおりアトピーはなかなか難しいと言いますか、特効薬がないような状況でありますので、ただやっぱりその子を見守ってあげることによって、また色んな補い方というのはあるんだと思いますので、そこは先生方含め教育委員会としっかり連携を取りながら、当然親御さんもそうでありますけども、そういったところを注視しながらしっかり対応していきたい。そのように思っています。

○委員長（佐藤孝男）

いいですか。

あとはありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ないようですので、これで意見交換を終わります。

以上で、調査事件12 第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時43分）

（再開 11時47分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、調査事件13 第4期福島町地域福祉計画の策定についての調査に入りますが、予め調査内容について簡単にご説明いたします。

地域福祉計画については、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定され、平成30年4月の社会福祉法の改正において、任意とされていた計画の策定が、努力義務となっております。

当町においては、これまで第1期計画から第3期計画まで策定されておりますが、第3期計画の計画期間が今年度で終了することから、町では令和7年度を始期とする第4期計画の策定を進めており、このたび、町より第4期計画の概要等について資料が示されましたので、本日はその内容を調査するものです。

それでは、調査事件13 第4期福島町地域福祉計画の策定についてを議題といたします。

説明員から資料の説明を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、資料の3ページをお開きください。

調査事件13 第4期福島町地域福祉計画の策定について。

1、計画策定について。

（1）背景と目的。

近年、少子高齢化、核家族化やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化などに伴い、一人ひとりが抱える生活問題が多様多様になっているとともに地域や家庭での人と人のつながりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

こうした状況の中で、国においては、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題などを「我が事」と

して参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい大切に、地域をともに創っていく社会である『地域共生社会』の実現が掲げられており、当町でも実現に向けた地域福祉の推進と時代に合わせた対応が求められております。

町では、第3期計画において、支え合いの中で健康になる（健康福祉）、男性も女性も、高齢者も若者もみんなが協力し合い（協働福祉）、一人ひとりを大切に、みんなが笑顔になる福祉（安心福祉）の実現を目指し、令和2年3月に第3期福島町地域福祉計画を策定し、地域福祉施策を進めてきたところであります。

第4期目となる本計画では、第3期計画の基本的な方向性を引き継ぐとともに住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目標とし、「第4期福島町地域福祉計画」を策定するものであります。

（2）計画の位置づけ。

第4期福島町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、上位計画である「福島町総合計画」を含めた既存の関連諸計画との整合性を図りつつ、町が策定する福祉関係計画の上位計画として町の福祉施策の方針について策定するものです。

また、地域福祉と一体的な取り組みが求められる「地方再犯防止推進計画」（再犯の防止等の推進に関する法律第8条）についても本計画に包含するものとします。

4ページをお願いいたします。

地域福祉計画との各計画との関係図を掲載しておりますので、ご参照願います。

中段枠内の※地方再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律により、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧告して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止に関する施策の推進に関する計画を定めるように努めなければならないとされています。本計画において、既に実施している社会を明るくする運動や保護司会等の支援に関する取り組みを「地方再犯防止推進計画」として位置付け推進します。

（3）計画期間。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化を踏まえながら必要に応じて計画内容の見直しを行うこととしています。

5ページをお願いいたします。

2、町の現状について。

当町の総人口は、平成2年には8千人台、平成17年には5千人台、令和2年以降の年少人口15歳未満、15歳から65歳未満の生産年齢人口が著しく減少しております。また、一方、高齢者人口（65歳以上）は減少しておりますが、令和6年の65歳以上の高齢化率は51.8パーセント、75歳以上の後期高齢化率は28.6パーセントとなっております。

なお、要支援者（ひとり暮らしの高齢者、要介護認定者、障害者手帳所持者、被生活保護世帯）の数は、ほぼ減少傾向で推移しております。

3、計画の概要について。

第4期計画を策定するにあたっては、第1期計画を策定した当初から住民一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって町の福祉に対する考えに変わりはないことから、第3期計画までの基本理念・基本方針、基本目標を踏襲する形で策定しております。

（1）基本理念。

一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動で「きづな」を深め、助けられる人の幸せと助ける人の生きがいをつくり、その仕組みがまちを元気にするという、福祉のまちづくりを目標として、「一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの福しま～しあわせ愛ランドふくしま～」を基本理念としています。

（2）基本方針。

（1）の基本理念の実現のため、一人ひとりの笑顔でつくる「健康福祉」、地域の支え合いでつくる「協働福祉」、思いやりの心でつくる「安心福祉」を基本方針と定め、一人ひとりの幸せを大事にするまちづくりの実現を目指します。

（３）施策の体系。

基本理念・基本方針に基づき３つの基本目標を挙げ、それぞれに施策の方針を定めています。

なお、検討にあたっては地域福祉の理念の浸透を目指すため、基本目標１「みんなの元気が支えるまちづくり」の施策方針について、「支え合い」を最重要目標として位置づけています。

６ページをお願いいたします。

施策の基本理念・基本目標・施策の方向性の体系図を掲載しておりますので、ご参照願います。

７ページをお願いいたします。

４、地域福祉の進め方。

町の基本目標・施策方針別に、現状を踏まえて取り組んでいくことを、自助（住民が行うこと）、共助（地域や関係団体、町が協働すること）、公助（町が行うこと）に分けて掲載しております。

なお、自助、共助の内容については、第３期までの掲載内容を踏襲しています。

基本目標１ みんなの元気が支えるまちづくり。

重点目標①支え合いに参加しよう。については、公助として、研修会・講演会の開催から児童・生徒へのボランティア活動の推奨までの５項目を掲載しております。

次に、共助として、傾聴ボランティアをはじめ誰もが経験できる活動を広めよう。から事業所も巻き込んでボランティアを普及していきます。まで、６点を掲載しております。

自助として、ボランティア活動に関心を持ちましょう。からボランティア活動を通じて世代間交流をしましょう。まで、３点を掲載しております。

８ページをお願いいたします。

重点②みんなで健康になろう。については、公助として、がん予防対策の推進から食育の推進までの５項目を掲載しております。

次に、共助として、健康フェスティバルの企画を充実し、開催を継続しよう。と、声を掛け合ってウォーキング仲間を増やそう。の２点を掲載しております。

自助としては、健康フェスティバルに参加しましょう。から、気軽に楽しくウォーキングする仲間をつくりましょう。の４点を掲載しております。

中段の、基本目標２ みんなで手をつなぐまちづくり。

重点①見守り活動を広げよう。については、公助として、安心生活創造事業、見守り協定の推進の２項目を掲載しております。

次に、共助として、町内会、学校などが協力して、全町であいさつ運動を推進しよう。から、地域の団体の解決が難しい問題を抱えている人の状況に気づいた時は、役場や社会福祉協議会等に連絡しましょう。までの３点を掲載しております。

自助として、近所に見守り支援が必要な人がいないか考えてみましょう。から、教室や催し物に参加する時は、ご近所にも一声かけて誘い合いましょう。までの３点を掲載しております。

その下の、重点②悩みはみんなで解決しよう。については、公助として、包括的な相談支援体制の推進から、保護司会等との連携までの９項目を掲載しております。

なお、１項目目の包括的な相談支援体制の推進、７項目目の人権擁護委員との連携、９項目目の保護司との連携の３項目につきましては、事業としては従来から実施しておりますが、今回から計画に追加して掲載しております。

次に、共助については、より身近なところで気軽に相談できるよう相談を受ける人材を養成しよう。と地域の人の世話によるいきいきサロンなどを開催し、気軽に集まっておしゃべりしよう。の２点を掲載しております。

自助として、思い悩まず、まずは相談しましょう。から、地域で困っている様子の人がいたら声をかけてみましょう。までの３点を掲載しております。

９ページをお願いいたします。

基本目標３ みんなが笑顔になるまちづくり。

重点①情報収集に上手になろう。については、公助として、情報提供の充実と意思疎通支援の充実の２点を掲載しております。

次に、共助として、広報誌「社協」の内容充実と読みやすさを工夫する。から、手話通訳や点字、音読

などコミュニケーションを支援する人材を増やそう。の3点について登載しております。

自助としては、広報ふくしまや回覧、防災無線等で町の福祉等、地域に関する情報を定期的に確認しましょう。ほか1点について登載しております。

中段の、重点②いざという時に備えよう。については、公助として、避難行動要支援者制度の推進から保護司会等の支援までの5項目について登載しております。

なお、4項目の社会を明るくする運動の推進、5項目目の保護司会等の支援の2項目につきましては、事業として従来から実施しておりますけども、今回から追加して計画に登載しております。

共助については、災害発生時、自力で避難困難な人がどこにいて、どのような支援が必要かを検討しましょう。から、社会を明るくする運動や保護司などの更生保護に携わる活動を周知し、地域一体で再犯防止に取り組みましょう。まで6点を掲載しております。6項目目についても、従来から実施している事業でありますけども、今回から追加して計画に登載しております。

自助としては、避難に心配がある人は災害時要援護者名簿への登録を申し出ましょう。から、それぞれの立場で犯罪防止への取り組みを考えましょう。までの5点について登載しております。

5、計画の推進について。

(1) 地域福祉推進のための圏域設定。

住民の誰もが住み慣れた地域の中で、如何に安心して暮らし続けられるかを第一義に、当町の実情に即して、吉岡地区・福島地区を「一次生活圏域」に、地域福祉活動を総合的に支援、対応する保健・福祉・医療のネットワークを「二次生活圏域」として設定しています。

10ページをお願いいたします。

(2) 地域福祉への参加。

この計画は、住民と町内会、行政、民間の福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を認識し、一体的に協働で取り組む必要があるため、住民と町内会、行政、民間等が役割分担し、連携のもと着実に取り組んでまいります。

(3) 地域福祉の推進・調整。

この計画の推進・調整を担う福島町社会福祉協議会と行政の役割について規定しています。

□福島町社会福祉協議会

町社協は、住民の福祉ニーズをしっかりと把握することを前提に、様々な問題を抱えた人を見過ごすことなく、住民が地域で安心した生活ができるよう、地域における地域福祉活動の先導役となります。

□行政（町）

町は、住民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、様々な形で協力するとともに、必要に応じて推進・調整を行い国・道と広域的な連携を図りながら住民や関係団体等と共同で地域福祉を推進してまいります。

(4) 計画・取組の周知。

この計画は、広報ふくしまや町ホームページに掲載し、広く住民に周知します。

(5) 地域福祉の進み具合の評価。

この計画の進捗状況は、定期的に「福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会」が評価し、適切な提言を行うとともに、結果を公表します。また、この計画に盛り込まれた取組が着実に実践されるよう、実施計画の作成についても町社協と検討していきます。

なお、別冊「第4期福島町地域福祉計画（案）」に資料として、策定経過、策定委員会名簿等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、第4期福島町地域福祉計画の策定についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤孝男）

暫時休憩いたします。

（休憩 12時09分）

（再開 12時58分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は「不明な点や疑問な点」の質疑といたします。

説明員との意見交換は後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞ協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

小鹿委員。

○委員（小鹿昭義）

5ページの2の、65歳以上の高齢化率は51.8パーセント、75歳以上の後期高齢化率は28.6パーセントとなっておりますが、これって人数に直すと何人くらいになるのでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

人口につきましては、高齢者人口の方が1,768人。あとが、後期高齢化率、後期高齢者の人口が3,209人となっております。すみません、975人となっております。

○委員長（佐藤孝男）

いいですか。

ほかに。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

7ページの地域福祉の進め方、この中に公助・共助・自助とこのようにありますけれども、基本目標から重点目標も含めて、どの程度町民の方々に公助の内容のあり方、それから共助の内容のあり方、そしてまた自分達でやる自助のあり方、これはどのような周知の仕方と、それから周知されているかどうかの確認というのは、どういう風にされていますか。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

周知の仕方については、計画書自体はホームページとかで掲載していますけれども、あと、計画ができた時にダイジェスト版そういうものを配っております。

皆さんがそれを見ているかと言われれば、必ずしもそうじゃないと思います。この公助・共助・自助については、あと、これに係る委員さんにこの計画について策定委員に入っているというので、そのような内容についてお伝えしているというようなことになっております。

○委員長（佐藤孝男）

いいですか。

ほかに。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

4ページにこの計画の関係図書いて、右側の方に社会福祉協議会「連携」ということになっているんですけど、これは検討委員会の部分の中には会長と副会長さんもまた別な形で入っているというような、そのほかに社協の役員の方も入っているんですけども、この素案を作る段階で社会福祉協議会との調整ですね、特に事務方のほうの調整みたいなもので、ここに検討委員会に提案する前段の中でどのような形で協議会の方と連携を取られているのか教えてください。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

社会福祉協議会との連携につきましては、以前からも社協の皆さんというか社協の会長さんに入っているんですけども、今回の計画につきましては、第3期の計画を踏襲する形でおりますので、概略的なものはお伝えして、それに基づいて計画の策定委員会の方を策定しているような状況でございます。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

9ページの重点②の部分で、□の公助の部分の5項目のうちの下2つが、地方再犯防止推進計画に該当しますということに書いてますし、それから10ページのほうに（3）地域福祉の推進・調整の部分で2項目が白い四角の□になっているんですが、これも地方再犯防止推進計画に該当するというので、今回の計画に初めて出るということの内容でしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

今の議長からご指摘あった部分の関係ですけども、地方再犯防止推進計画というものはもともとございまして、国の方でこの計画を都道府県と市町村が努力義務で計画してくださいということでは位置付けられているんですけども、令和5年、現在では全国で572団体、北海道では22団体のみの策定でしたので、国の方でも単独でもなくとも地域福祉計画の方に包含することで策定もできますよということのお知らせがあったものですから、今回その社会を明るくする運動だとか保護司会の関係だとかそのようなものは従来からやっているんですけども、それをこの地域福祉計画の方に包含して、地方再犯防止計画を策定したという内容となっております。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

計画の方の23ページ、（2）の健康、現状と考え方ということで出ているんですが、これの◇の下から2番目、認定こども園の関係で「食を営む力」の基礎を培うという風に書いているんですが、食を営む力というのは、どういう内容なのかを教えてください。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

食育の関係の内容となっております。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

これは保育所だけにこの言葉使われているんですけども、給食を含めて食の部分の対応ということになると、給食センターの関係でいくと各学校、高校までも含めての対応ですし、食全般的なものになると保育所だけの問題でないでいかなと。

特にこれは介護の関係の部分の話しにもなるわけですので、なんでここだけがということで今、課長の説明では理解しづらいんですが、ほかの食育の部分含めてほかの学校や町民向けの部分ということについて、この言葉を含めて食育ということについては検討をされたのかどうか。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

今の関係は、計画書の14ページに関連した部分を書いているんですけども、食育の推進ということで町が取り組んだこと表の一番下の方になります。

育児教室の開催だとか小学校においてアロビカレーやウニ汁等の給食を実施していますという風な内容も含まれている形であります。

○委員長（佐藤孝男）

いいですか。

委員外議員ありませんか。

熊野委員外議員。

○委員外議員（熊野茂夫）

特化して聞きます。災害時のいわゆる避難時における状態のところで、当初の中でいわゆる自力で避難

ができないような状況、いわゆる社協さん等で名簿登録ということになってますけども、この9ページまでのところで見ますと、災害時避難行動計画支援制度ということは、これは公的なところで計画を組みますという言い方されています。

災害発生時の対応ということはいわゆる自力避難が困難な方ということ共助の考え方のところに載っています。さらにですね、災害時、要支援者名簿への登録は自力でしてくださいという言い方で連携して書かれています。このことで当町の中でこれに対応するような対象者つかまえていますか。

○委員長（佐藤孝男）

吉澤福祉課長補佐。

○福祉課長補佐（吉澤裕治）

社会福祉協議会の方で安心生活創造事業を実施しておりまして、ひとり暮らしの高齢者等の見守りを行っておりまして、対象者の状況ですが、令和5年度の実績については641名、これは70歳以上です。それで、単身世帯は274人、老老世帯では358人、実質単身世帯等で9人となっております。

それで、これはあくまで同意に基づいた人の登録ということで、その方については社会福祉協議会さんの方で訪問した際にお名前だとか情報を記入して名簿の方を作成しております。それについて福祉課の方も随時情報を共有して定期的に押さえている状態です。

○委員長（佐藤孝男）

熊野委員外議員。

○委員外議員（熊野茂夫）

今言っているのは総体的な数字だとして、もっと厳密な意味で、完全に自力では無理だよという状態で、いわゆる在宅で訪問介護なり何なりを受けているという状態での、本当に外からだったり近所誰かだったりそういう人方の手を借りなきゃ全く無理だよという人の人数とは違いますよね。今の言い方は。もっと細かな面でその数字は押さえられていますか。

○委員長（佐藤孝男）

吉澤福祉課長補佐。

○福祉課長補佐（吉澤裕治）

厳密にその人が何人いるかはちょっと、名簿の中にそういう人も含んで把握している状況です。それとはちょっと違うんですが、令和6年度に関しては安心生活創造事業の従来の対象者プラス、80歳以上のちょっと体とかに不自由な人の対象世帯については、回数を多く訪問しているということになっております。

○委員長（佐藤孝男）

質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

先ほど公助・共助・自助のあり方というか周知の仕方についてお伺いしましたけれども、私もこの色んな広報なり何なり見させていただいているんですけど、実際にこういうことについては「自分の範囲内でできることなんだ」「しなきゃならないんだ」「こういう事については皆と話し合っていかなきゃならないんだ」だけでも、これに行き詰まったら行政の方にどうということについて聞いて行った方が早いんだというようなサイクル的なもの、それがまだまだ町民にはちょっと私は周知されていないんじゃないのかなと思うんです。文書ではなってますけれども、それは見るつもりで見なきゃならないという中であって、やはりその本当に必要とされている方々にこの内容というのが届いていないんじゃないのかなと、この様に思うんです。

例えば具体的に事例を挙げて、わかりやすく進めていくという内容が必要じゃないのかなと思うんです。例えば、よく町民の人達は、これ役場職員にやってもらわなきゃ話しにならないとかというのありますよね。例えば、避難路の草刈とかそういうものは、その責任意識というのがどこにあるかということな

んです。だからそういうものに対して、やはり具体的に今まで行政としては遠慮がちにしゃべってますけどね、この状況をよく理解してもらう内容というか今の草刈の問題はちょっと違うかもしれませんがね、やはり自分のできること、みんなでできること、これは役場にやってもらわなきゃならないこと、これだけはやっぱ事例を挙げてもっと周知する手法を考えていかなきゃなんないと思います。

今の状況ではそういうのはあるよ、ようやく公助・共助・自助という言葉が知らない町民の方々はほとんどいないと思います。けど、内容的にどういうものが共助で、どういうものが公助で、そして、そのためにはやるべきことは自助でやらなきゃなんないんだという底辺の中にあって、だんだん積み重ねてこういうことが町としてやってくれているんだというやっぱ意識付けを、もっともっと周知していく手法を考えていかなければならないと思うので、そこら辺どうなのでしょう。何か真新しい施策というものは考えていらっしゃるのか、先ずお聞きしたいなと思います。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

確かに委員おっしゃるように、周知に関してはちょっと足りない部分があるかと思います。なのでですね、今後、町民の方に十分理解してもらえるような形で何かしらの周知をちょっと考えていかなければならないのかということで今思っております。

具体的にはまだちょっと思いつかないんですけども、何かしらの形でそこを周知していけたらなと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

何かしらの方法でと今おっしゃいましたけども、じゃあいつまでやるんだということなんです。それをやはり具体的に、例えばこれから起こりうる災害がどういう形で起こるか分からないということになると、ある程度時間的な流れの中で、これから一つずつというものも例えば広報に具体事例を載せるとか、それか、ちょっとお金掛かりますけど、これ専門の冊子を作って各戸に配布するとか、もう本当に町民の人達一人ひとりが理解するような資料作りというものを私は今後必要じゃないのかなと思うんです。

ただ、例えば広報の片隅にこういうことは書いてますよとは言っても、一家に一冊というような極端な話ですよ、そういう取り組みも今後必要じゃないのかなと思うんです。ですから、これは一つの提案ですけどね、そういうものを検討願えればなと思うんですけど、どうでしょうかね町長、課長。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

資料の中にもありますけども、情報をどう伝えるかということだと思うんですね。それで、我々やっぱりやれることというのは全てができるわけではありませんので、我々としては今言ったように例えば広報の内容を充実する、読みやすくするという形が多分取れるんだと思います。

そういったなかでやはり、我々だけではなくて、この要援護者支援プランの時もそうですけども、あの時も作らせていただいたのは行政だけが全てを賄うのではなくて、例えば社会福祉協議会と連携する。例えば町内会と連携する。災害時になった時に情報共有、例えばその対象者の一人の状況、この人がもし災害に遭った時は誰が助けるんだと、こういった形で逃げさせるんだということを一つの情報として例えば町内会長と町と社協さんが共有して、それを意識付けをして災害が起きた時にそれに基づいて行動するということを確か取らせていただいておりますし、また、自助の中で我々は情報発信できますけども、やはり町民の方も自らそれを読む努力をしていただかないと、いくら我々がいい情報を話しても、なかなか本人がその気にならなければ当然身としてならないわけですので、それをまたたまに社会福祉協議会なり町内会が訪問を今先ほど吉澤からあったとおり、定例的にヘルパーさんが訪問したり町内会長が声掛けをするような仕組みにはなっていますので、そういったなかで例えばこういった町からの発信される情報について読み届けるなり色んな形が多分出来ると思いますので、まずは我々としてはそういう連携をより深めていって、その人が孤立することのないようにやっていくことが必要だという風に思っていますので、ただ、なかなか我々もこの計画を作った時は一生懸命行くんですけども、ある程度作ると安心するわけじゃ

ないんですけども、そこでちょっと一呼吸をおくところがありますので、やはり、計画は行動が伴って初めてその計画が活きますので、我々はやっぱり関係団体を含めて、しっかりと連携を図っていくことが必要だという風に思いますので、関係団体とも定期的に色んな会議なり場面を通じて意見交換なりそういったものをさせていただいていますので、まずはこの計画をしっかりとした計画を我々としては作ったつもりでありますので、これを本当に基軸を現場に移すためには、やはり社会福祉協議会なり町内会なり高齢者の家族の方もそうですけども、そういった方々にしっかりと伝わるように、伝播するようにこれからしっかりとやって行きたいとその様に思っているところです。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

是非何かしらの手法を持ってやっていかないと、だんだん各種団体等、例えば町内会にしてもだんだん高齢化率が高くなってきてますし、その各種団体においてもやはり世知辛い世の中になってくると、それどころじゃないよという状況もなってきますから、やはり、きっちりとそこら辺の個人の考え方というか、そういうものを責任あるものとして考えていかなきゃなんないと思います。

それで、今話しの中に社会福祉協議会出てまいりましたが、この10ページの方に住民の福祉ニーズをしっかりと把握することを前提にということで、ニーズということをしっかり把握するというのは、お節介をどこまでするかということにあたると思うんです。

じゃあ今のその住民に舌打ちされるぐらいお節介しているかということなんですよ。それが本当に良いことなのか悪いことなのか分からない、分からないという言い方もおかしいですけども、舌打ちされるぐらいお節介している、心配しているということが伝わっているか、そういう組織になっているかということ、そういう組織体系が出来上がっているかということについて私はちょっと人的なものもありますし、社会的な環境的なものもあるんでしょうけども、いまいちそこら辺が住民との密接度というのが低いような気がするんですけども、そこら辺社会福祉協議会とどういう風に話し合われているのか、話しをしていかなきゃなんないのか、どう進めていくのか、やっぱり進化させていかなきゃなんないと思うので、そこら辺のご意見もいただければなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

この計画の中にやはり社会福祉協議会の役割というのは、大変重要な位置付けだという風にペーパーの中にも書かせていただいております。そして、この時に一番最初の計画時に安心生活創造事業というのを厚生省からいただいて、高齢者のひとり暮らしの高齢者のところに声掛けをするという事業を展開させていただいております。それをたぶん今も継続して、月に何回か声掛けをしてヘルパーさんが直接自宅に伺って、その時に色々とお話しをするなり色んなことをして安否確認をさせていただいておりますので、それについては今もやられてますので、ここについては継続して、ただその密度が濃いかどうかはなかなか我々も現場を今確認はできていませんけども、そういったことのなかである程度一定度高齢者の見守りなり声掛けをして生活確認をさせていただいておりますので、そういったなかでまた変化なり異変が生じれば、そこの中でランプを付けていただくような形になってますので、ただ、なかなか社協さんも人的パワーが潤沢にあるかということ、そういった場合ではありませんので、そこのところについては定期的に社協さんの方に連携をする。そしてまたそういった意図もあって、今回社協の事務局長さんは我々のOBというか私の後輩で大変気の付く人やってございますので、そういった意味では前の局長さんも役場職員の方ですので、そこは連絡を密に取りながら担当課と協議をさせていただいておりますし、また、その事業は我々としてはしっかりと継続してやっていくつもりでもありますので、そういったなかで、しっかりと対応していければなという風に思っているところでもあります。

○委員長（佐藤孝男）

いいですか。

ほかに意見交換ありませんか。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

まずは地方再犯防止推進計画の内容を４ページに書いてまして、その内容をまた事務局の方から説明をいただいたんですが、こういう文書の書き方ではなくて、この再犯防止推進計画そのものについて、この今の計画の中に組み込むんだということの内容にした方が私はいいいと思います。その説明では国の方もそれでいいんですよということの考えであれば、ここをどう見ても改めてこの計画を別に作っているような感じの書き方なので、私はきちっとこの計画に国のこういう計画を組み込みますという書き方に、これは訂正、これ自体は参考資料で付けているんでしょうけども、書き直して対応をした方がいいと思いますがどうですか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

議長おっしゃるとおり、見方としてはこれまでは別計画でしっかり作らなければなかなか認知されないという状況ですけども、今回の話を聞きますと私も実は初めて今聞いているんですけど、多分この中に地域福祉計画があります。そして、子ども・子育てとかある中にその同列で本来並べてやったほうが分かりやすいんだと思いますし、一つ項目を立てればいいだけの話しでありますので、これはまだ変化できるから大丈夫ですね。

（「大丈夫です」という声あり）

そういう形の方がたぶん見ててすっきりするんだと思うんですね。実際もう、例えばここに書いてあるとおり色んなことやっていますので、それに沿った形で体系づくりすればいいのかなと思います。そこはちょっと修正させていただく形でお願いしたいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

それと、この計画そのものは今度４期になるわけで、１期５年ということになると１５年経過して、改めて４期に入るということの内容だという風に思うんですよ。

大事なことは、私は５年毎にする切り替える段階で、前回の計画そのものがどう実行されて、どういう課題が残ったかということ踏まえて考えて検討して新たに計画を組み、そのうえで実施計画の対応ということになるんだという風に思うのですが、先程来の説明聞くと特に、町長言うように社会福祉協議会の立場というのはこれの文書・計画を見ても要所・要所に出てきて、大変重要なということは分かるわけですよ。分かるけども、私は議会の方も３年４年になりますかね、毎年その社会福祉協議会の活動について調査をして、結果、なかなか思うような形になっていないということで町の方でも今年度から経験豊富な職員を派遣する形のなかで今体制こうあるんですけども、本来はここに書いているとおり、私はこの特に１０ページに示されているように地域における地域福祉活動の先導役となると。そのぐらい行政と一体になって親密に対応してやるということが大事なことだと思うのですが、前段、事務局に聞いたら今回の提案に向けて細かい打合せをしていないということと、いわゆる３期までの分の課題の整理とか何かとかみtainな話しも出て来ないとすればですね、私はいかがなものかなという風に思いますので、それは社会福祉協議会そのものを、きちっと本来の役割を担うという意味も込めて意識を持つ。その部分もまた自助・共助・公助の部分の中の大きな私は役割になってくるんでないかなと思います。

社会福祉協議会そのものも、役員会もその下の幹事会というものを結構広範な対応の部分の中で全町挙げて対応するという組織にはなっているんですけども、具体的な活動そのものが町民に評価されているかどうかということになると、なかなか私はそのような状況になっていないのではないかなと。

今回のような計画を含めて意識を持って対応することによって、町民もまた社会福祉協議会に対する見方もまた変わってくるんでないかなという風に思いますので、その辺についての、これは町長の方からお願いしたいと思いますが如何でしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

社会福祉協議会については本来の役割というのを我々しっかり財政支援も含めて人的支援も含めて応援をさせていただきました。ただ、議長もご承知のとおり、介護保険が始まってから少し勘違いしていた部

分があるのかなという気がしてございます。介護事業所の方に重きを置き過ぎて、社会福祉協議会の本能をないがしろにしているわけではないですけど、なかなかどっちかという介護の方が事業としてはおいしく見えるといいますか利益を生む形がありましたので、そこで少し社会福祉協議会も勘違いをして、それで問題もあったことは事実でありますので、介護保険報酬が改正になってなかなか介護の方が反対に難しい状況の中で、ある社協さんでは介護を手放したというところもありますので、そういったのも含めてやはり我々としては今回人的支援もさせていただきましたし、会長も私の先輩でありますので、そういった原点に返って本来社協のやるべきところを、しっかりやった余力として介護をしていただくという方が基本だという風に思っていますので、そのところはしっかり、また機会あるたびに今議長の方からあった意見も踏まえて、我々のほうからもしっかり意見具申をしてですね、本来の姿に戻るような形を軌道に乗せて行ければなという風に思っているところであります。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

これは前の社会福祉協議会の常任委員会の所管調査の段階でも何度も繰り返し話しをしているんですが、なかなか思うようにといいますかそういう方向の中で進まない状況の中での対応が一つと、それから介護事業そのものも人口減少の中で介護の対象者そのものが減少するという、今までは増えていくんですけど、対象者が減少するという事の中では3つある事業所の部分を、どう今後の事業展開に対応するかということが大きな課題になるんだという風に思いますので、そういった部分では常任委員会の方からの意見も踏まえて、できるだけ3事業所の中で将来展望も含めて議論する機会を多くもって対応していかなければならない厳しい状況だということを指摘しておきたいと思います。

それと、23ページの部分で「食を営む力」、これ課長ね、私も今回前段の計画と一緒に結構ページ数あるんですけどもしっかり読み込んで対応して、ここの部分だけ初めてなんですねこの言葉が出たの。それでちょっと調べてみて、これは保育所だけの問題でなくて、本当に町全体でそういう意識を持つ。特に給食活動対応している小中高の部分については、こういう意識の中で対応しなきゃいけないということなんだという風に思うんですよ。

これは5つの考え方ということで、1つは、おなががすくリズムの持てる子どもを育てる。食べたもの好きなものが増える子を味わうということから育てると。それと、一緒に食べたい人がいる子どもを育てる。それから、食事作り準備をかける子を育てる。食べ物を話題にする子。この5つの視点で「食を営む力」というものを対応するんだと。

その基本の部分の中には健康、それと人間関係、それと食文化ですよね。それと命の育ちと食の関係をしっかり、それと料理と食の関係。こういう壮大といいますかすごく大切な言葉だなということで、今たぶんここに記載されるということは保育所の方の部分についてはこれを意識して対応しているんだと思うんですけど、この考え方そのものは私は繰り返しますけども、小中高の学校給食の関係、それと町全体の食に対する対応という部分では大切な言葉だと思いますので、できればこの範囲を広げて、今言ったような感じで町全体で「食を営む力」について考えていくということの形で対応していただければなと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（佐藤孝男）

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

今議長からそういうお話ありましたので、もう少し広い分野、学校とかそれ以外の方についてもそういう記載で修正したいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

併せてこれ前の段階でも話したんですが、非常に大きい範囲の関わりの内容の計画だと思うんですね。ですから町でいくと多分その担当課だけということなんでしょうけども、考えて最初のこの計画のフローといいますかそれを見ると範囲が広く対応しますので、各役場全体で考えるみたいなことを是非この計画、実施計画を検討する段階においては特に社会福祉協議会それと教育委員会含めた他の課の調整含めてしっ

かり実施計画を検討されること。もう一つは、3期までの課題の整理もして、しっかりとした実施計画を立てることをお願いして終わります。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。

今回の地域福祉計画は計画のその組み立て自体見ても分かるとおり、ここの中に健康づくり推進計画などがある、本来今議長とやり取りしているところは、そういったところの中の食育というのを本当に健康に作っていく上でも大事なことになりますので、町民全体に関わる部分でもありますので、そういった計画の中にも少し今度そういったところに重きを置いた計画づくりをしていきたいと思いますので、今の指摘あった部分についてはまた修正を加えながら少しやらせていただければなと思います。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

熊野委員外議員。

○委員外議員（熊野茂夫）

先ほどの防災絡みのところでもって、これはよその町内会のことについてはよく承知していないんですけれども、実際に3年間それこそ避難訓練やりまして、その下地になったのが町内会全員の名簿を各班ごとに作ってあって、その中で先ほど質問した、これはその時間が経過とともに変わると思うんですよ。

ただ、その中でいわゆる自力では完全に避難できない。もし、家族が居ても高齢者同士で第三者の手助けが必要というそういうところでもって、町内会の中では班の中でもってその近辺でいざという時に手助けができるような人という言い方で、いわゆる整理して名簿を作った経緯があるんですよ。それを3年ぐらいたって、ともあれ一番役員会の中でもよく議論されたんですが意識付けをすることと。いざという時にどうなんだという話しでもって、意識付けをすることと。それに関して町内会行事として手を変え品を変えなんか色んなことをやったんですけども、ただ、そうは言ってみてもなかなか難しい面がある。その反省会の中で出てくることが、いざという時の避難の時の避難路だったり、もっときめ細かな状況をやっぱりどうなっているんだろうという時に私達が答えてきたことは、今町の方でいわゆる避難先も避難路も含めてそれを今1年かけて計画をしています。精査していますと。それを見据えたうえで、我が町内会の状況に合わせながら、もう一回これ精査し検討してその形を考えますということで町内の皆さんに伝えてあるんですよ。

それで、やってみて実感していること先ほど質問したんですが、全町の中にいわゆる今言ったような第三者の手を完全に手を借りなければ避難できない人、これはもう公助のところでは無理な話。はっきり言って。いわゆる突発的な緊急時の時では公助のところでは無理な話です。

もう一つ、共助という言い方をしても、これ社協さんで色んな下地のことで組んで行って対応策は考えられますけれども、いざとなった時にいうと、一番身近にいるその地域なり最小の単位のところでもって手助けができるかどうか。自力でできない。ここのきめ細かな状態でのやっぱりことが必要なんだろうなということで、それで本年の町内会の会議の中でこの話しが一般の会員の皆さんから出てきた時に、この計画を改めて組み直しますと。町の避難路計画も含めてやり直しますということで我々役員の中でそれを確認したんですね。そうすると、おそらく小さな単位での避難路のマップ作りなりその中にどこに誰がどういう風にして住んでいるのか、こういうところまできめ細かなことを準備はしようと。ただし、これについては町内会全体でなんて対応しきれない問題でもないし、ましてや離れている社協さん、あの見守りの関係で回って来られています。精力的に来ています。

ですから、そういうことの情報はきちっと持っているんだろうと思います。その連携を町内会なりそういう行動計画の中に反映させてほしいなと。どうすればいいのかなということでもって、あの防災計画の中でもって説明に入るといってお答えはずっと聞いています。ただし、具体的な対応する時に私達はどのようにしていいのかなという、そこのところまで詰めた考え方をできれば伝えてほしいんですよ。

自分達の町内会でできることは、マップ作りのこともし手を借りたければ行政の方に応援して町内会のいわゆる簡単な地図だとか道路状態だとか距離だとかそういうもので、しっかりとした恰好で詰めて1回見ようかなと思う。ただ、これもまた中に住んでいる町内会の人が年次毎に変わってきますんでね状

況が、その時ごとにやっぱり町内会で認識させる必要もあるのかなという風なこともあるんですけども、その辺の考え方というのはもう一步進める時にはどうしたらいいですかね。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

先程来申し上げましたとおり、色んな形で今計画を作成。ただ、この地域福祉計画というのは色んな計画の上に上位計画としてなささせていただいておりますので、今熊野議員がおっしゃるのは災害時の要援護者をどう助けていくかということは災害時擁護援護者プランというのを作成しておりますので、その際も先ほど言いましたとおり、町内会、社協さん、そして行政がその一人の人をどう助けるかという台帳を作っているはずなんです。そこの中にはたぶん一番直近では町内にいる子どもさんなりそういったところがまず連絡先としてあるはずなんです。それで、町内会としてどうやるかという話しにもなってくるんだと思いますけども、私はやっぱり災害が起きた時は確かにそういうマニュアルがあっても3. 1 1の時もそうですけども、去年の能登半島を見ても、そのマニュアルが活きているかというとなかなかやっぱりあれだけ大きい地震が来たり色んな津波が来ると、そこまで時間がないんですよ。極端にいくと例えば町内の子どもがいたとしても、吉岡に住んでいれば全く例えば福島の人であれば用足りない。やっぱり私は隣近所だと思うんですよ。

結果としてはやっぱり隣、昔でいくと隣組ですよ。その方々が助け合ってそういった方々を逃がすというのが最善の策だと思うんですよ。それで、確か月崎1は一生懸命本当に町内会でそういった方々の災害の訓練もやって私も参加させていただきましたけど、やはりそういった細かいような実践に則したようなものを、台帳を作る必要性は当然ありますし、それに基づいてある程度準備をしていく必要もあるんだと思います。

ただやはり、本当に起きた時にはまたそれとまた違った意味での町内会として近くのお隣さん同士でどう動くかということは、やっぱり訓練付けか何かでないとなかなか出来ないと思うんですよ。

だからそれを我々としては出来れば町内会毎に少しでも多くやりたいんですけど、なかなか今町内会そのものが、この前の町内会の懇談会に行っても町内会の役員すら今なり手が無いという状況の中で、各町内会が本当に難しい状況になっているんだということも如実に我々耳にしておりますので、そういったなかでもやはり我々も東日本の地震を目の当たりにして、そして今度は千島海溝・日本海溝の中で、距離はあるとしても多少時間軸はあったとしても大きな津波が来るんだということが想定されてますので、町としてはしっかり今般今計画を立てさせていただいておりますので、当然そうしますと、避難路も避難した先での備蓄品とか色んな形が今度また変化してきますので、それを基に当然その避難路の作り方も町内会に入って相談はさせていただきますけども、そういった機会を通じながら、またそれにその変化に合わせて要援護者支援プラン自体も変わってくるんだと思いますので、そういったものもまた状況に応じて変化を加えながら、いざ何かあった時にきちっと町民の大切な命を守るような事を行政としてやるべきこと、そして、また、地域住民なりお隣さんでやれることを意識共有なり情報共有していくことを我々もしっかり大変ではありますけども、そういったことをこれからその計画に基づいてやっていくことになるんだと思いますので、その際にまた色んな場面を通じて町内会なり地区の方々に少し情報共有できるようなことも含めて、また、協力体制が取れるようなこともしっかり伝えていきたいという風に思っておりますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（佐藤孝男）

熊野委員外議員。

○委員外議員（熊野茂夫）

他所の町内会もそうしてほしいなと思うんですけども、行動計画特にも海岸沿いのいわゆる時間的な余裕がない避難、いわゆる津波避難も浸水地域にがっちり入っておりますので、その時の対応としてどれだけ対応の計画を組んでも対応しきれんかどうかはそれは分からないです。

ただ、そうであってもきめ細かな行動計画をやっぱり作っておかなきゃならない。それを基づきながら機会あるごとに訓練もする機会があれば意識付けも含めてしていかなきゃなんない。その時に、その行動計画を組むうへで、出来れば行政の方からそういう町内会等への具体的な支援をやっぱりして行くのがこの中身の問題に関わってくるのかなという風にして思ひますので、その辺のことはよろしくお願ひしたい

と思うのですが、どうですか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

私は常々言ってますけど、やはり「逃げる」という訓練が一番だと思うんですね。まずは来たら逃げろという「てんでんこ」ではないですけど本当に先ずは行動なんですよね。

海に向かうか山に向かうかの違いで、やっぱり地震が来た、波どのくらい来るかって海に向かった人は命を落としてますし、やはりいち早く山に向かった人は命が助かるということです、我々としてはしっかり逃げる行動をいかに取らせるかということの意識付けも大切だと思っていますし、今議員からご指摘があった点についてはしっかり我々も今の計画を作っていくにあたって、また色んなことの町内会に要請することもあるでしょうし、今みたいに新たなものを作らなきゃいけないということがあると思いますので、そのところは状況、行動なり、時間を見ながらしっかり対応していきたいという風に思っていますので、そのところについてはある程度計画をまずまとめさせていただいて、その計画に応じて今色んなある計画の変化が必要なところについてはしっかり変化対応をしていきたいという風に思っていますので、今、今日いただいた意見を大切に、また、しっかり現場に反映していきたい。そのように思っています。

○委員長（佐藤孝男）

いいですか。

ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

以上で、調査事件13 第4期福島町地域福祉計画の策定についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の入れ替えを行います。

ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時54分）

（再開 13時56分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（2）の報告事項についてを議題といたします。

説明員から資料の説明を求めます。

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、報告事項の説明をさせていただきます。

3ページをお願いします。

報告事項1 福島町製氷貯氷施設条例の一部改正について。

1、改正の理由。

平成29年9月に竣工した製氷貯氷施設は、平成29年10月1日から指定管理者制度により福島吉岡漁業協同組合が管理運営を行っております。

製氷の販売価格については、福島町製氷貯氷施設条例において、消費税及び地方消費税を含まない利用料として1トン当たり10,000円以内と定めております。

しかし、上記の製氷の価格について、令和6年8月29日に開催された経済福祉常任委員会において、「管理経費高騰の状況を考慮し、若干でも増額すべき」との意見をいただいております。

議会からの意見を受け、町では、製氷価格の改定について福島吉岡漁業協同組合と協議を進めてきたところですが、この度、令和7年1月8日に行った組合専務理事及び参事との協議において、価格改定につ

いて合意に至ったことから、令和7年度から製氷の販売価格を改定することとし、条例の改正を行うものです。

2、改正の内容。

現行の製氷の販売価格については、漁協組合員を対象としたカード販売をトン当たり9,800円、組合員外へのコイン販売がトン当たり10,000円（20kg当たり200円）で販売しております。

今回の条例改正では、漁協組合員が購入する価格は据え置きとし、組合員外の価格を見直すこととし、価格の改定は、昨今の電気料や物価高騰による管理諸経費の上昇を加味し、加えて、渡島管内の漁協における一般向け販売価格を参考に福島吉岡漁業協同組合との協議に基づき、消費税及び地方消費税を含まない利用料をトン当たり5,000円増の15,000円以内に改正するものであります。

3、施行期日。

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

次のページをお願いします。

4、条例改正（案）については、新旧対照表で記載のとおりとなっております。

続きまして、報告事項2 福島町有害鳥獣減容化処理施設の管理について。

1、経緯について。

令和6年4月に稼働した有害鳥獣減容化処理施設の管理については、令和6年2月16日開催の経済福祉常任委員会で報告させていただき、令和6年度は、一般社団法人福島町まちづくり工房へ管理委託しております。

なお、まちづくり工房へ管理を委託した経緯については、有効的かつ活用しやすい施設となるよう福島町有害鳥獣駆除会からの要請・協議に基づき、有害鳥獣として捕獲されたエゾシカの角や肉等を有効活用し商品開発しているまちづくり工房への業務委託が最良と判断したものであります。

2、管理運営方式の変更理由。

令和6年4月の稼働から令和7年1月末現在までの減容化処理施設の稼働状況については、近隣町の他区分を含め、エゾシカ283頭、ヒグマ5頭を処理しており、処理施設は年間を通じて順調に稼働しております。

しかし、施設には脱臭装置を備え付けしているものの、臭気が強く発生する日もあり、処理装置の最良な稼働と最大の効果を求めるため、現場作業員には処理装置への水分調整など日々の作業において、試行錯誤をさせていただいております。また、その結果を確認するため、産業課職員も千軒の作業現場へ直接出向くなど多くの時間を割いている状況にあります。

そのため、町では、当該施設の管理運営について、これまでの運営状況を踏まえ、かつ、委託先であるまちづくり工房とも協議を行い、令和7年度からの管理運営方法を委託方式から直営方式に変更することにしたものです。

このようなことから令和7年度当初予算案においては、予算科目を委託料から会計年度任用雇用のための給与等に予算を組み換えております。

なお、まちづくり工房では、町と協議した結果を踏まえ、令和7年度から当施設の管理を受託しないことについて理事との協議を行い、内諾を得たとの報告を受けております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

○委員長（佐藤孝男）

内容の説明が終わりましたので、何か確認したいことがありましたら。

小鹿委員。

○委員（小鹿昭義）

今、鳥獣施設で働いている方はそのまま残って、町の職員になるということなののでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

そういうことではございませんので、まずは今、1月末に各戸に配布しました会計年度任用職員の募集として有害鳥獣施設の管理の部分も募集しておりますので、広く募集するような形になってございます。

ただ、施設を動かしている部分なので、その例えば要件については色々やれる例えば解体できる人だとかフォークリフトある人だとかという制限はかけるものの、既存の人を採用するという状況ではなく、広くまずは募集するという状況になっております。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿委員。

○委員（小鹿昭義）

そしたら全く素人の方も募集するということなのでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

要件を満たせばいいんでしょうけど、まずはやっぱり一年間活動してくれた方というのはやっぱり知識も持っていますし、今後に向けても有力な人材だとは認識してますけど、あくまでも会計年度職員となったからにはやっぱり、まずは試験を受けていただいて判断するという内容となっております。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

製氷施設の先ほどの説明で、議会から単価的なものを何とかせという意見をいただいて、それが理由で今回値段が上がったというような説明の仕方ですけども、それはそれとして、漁業者の方以外に一般の方が使われているというその差別的なものも踏まえての値段の改正でもあるんじゃないですか。そこら辺どうなんですか。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

おっしゃるとおりで、漁業者との差別化というのは当然あるものと思っております。また、前段の議会の意見を踏まえたという部分書かせてもらったんですけど、それだけじゃなくて、やっぱりトータル的に考えてバランスという部分も漁業者のもので当初作ったものでありますし、そういう分を考慮して、せっかく意見いただいたものもありますので漁協と数回にわたって協議して改定するという分に経緯至ったという状況でございます。

それでやっぱり漁業者、生業としている部分と例えば遊漁の皆さんとかとはやっぱり若干の差をつけるべきだという部分で漁協さんとも協議しながらこのように決めたという状況になっております。

ただ、1万5千円以内としていますので、そこは指定管理者制度の中ですから1万5千円にするのか1万3千円にするのかという部分は漁協さんの判断の中で増減設定してくれるものと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

そうであれば一般の方がもっと使いやすいようなやり方というのは、やっぱり周知していった方が利用度は上がってくると思うんですね。今はどちらかというと漁師の方々の話を聞いて買える・買えないの世界だと思うんですけど、やはり区別したからにはそれなりの利用率を上げることを考えていかれた方が私はいいと思うんです。値段的にはやっぱり差別というか区別した方がこれはやっぱり私は適切な判断だったと思いますけども、一般の方が使いやすいような利用度を上げることも必要ではないのかなと思っておりますけど、どうですか。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

おっしゃるとおりで、製氷施設の町民の認知度という部分もどれくらいという部分も想定はちょっと想像はしていませんけど、やっぱり前々からちょっと課題とも思っておりました町民への周知、こういうものがあるんだよ、漁業者だけじゃなくて町民全体に使えるんですよという周知はもう少し必要なのかな

と想着いてまして、この今の条例改正を機に町民周知してまいりたいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

次に報告事項2ですけれども、これは報告ですからこれはこれでいいんでしょうけれども、使用状況というのは他町の使用状況というのはどうなっているのか。今現状で分かる範囲内で教えてもらえれば。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

福島町と福島町以外というとは3町、それと開発さんの道路で死んでいるロードキルの部分になりますけど、約5割は福島町内の捕獲したもの。また、5割は松前町はじめ知内町、開発さんの扱ったものとなっております。頭数につきましては、福島で……………いいですか。すみません。

○委員長（佐藤孝男）

そのほか。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

値段の比較ということで渡島管内の漁協における一般向け販売価格を参考にということですが、これは実際に調べた状況を話しをした方がいいと思いますが。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

調べたものは北海道ぎょれんの函館支店の方に参考に伺って内容を整理しております。それで、整理した内容としましては、組合向けじゃなくて一般向けにどう販売しているんだという部分をちょっと調査させていただいて、例えば近隣町であればキロ当たり22円という部分が近隣松前であったり上磯郡漁協だったりとか、また、八雲町の方に行くともうちょっとまだまだ3倍くらい高い金額にも設定している状況にはありますけど、まずは乱暴に価格だけを上げるんじゃなくて組合さんとも協議したうえで、今回管内の一般向けの数字も踏まえながらトン当たり1万5千円という数字を導きだしております。

○委員長（佐藤孝男）

いいですか。

ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

以上で、（2）の報告事項についてを終わります。

説明員の方は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

それでは最初に、調査事件12 第3期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定についての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時11分）

（再開 13時16分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、休憩中の「論点・争点の整理」を基に、問題点やその対応策などの討議や意見交換を行いました。

そうということで、委員長に一任ということでありました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件１２ 第３期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ご異議なしと認め、調査事件１２ 第３期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、調査事件１３ 第４期福島町地域福祉計画の策定についての本委員会の取りまとめを行います。
暫時休憩いたします。

（休憩 １３時１６分）

（再開 １３時１９分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、休憩中の「論点・争点の整理」を基に、問題点やその対応策などの討議や意見交換を行いました。

ただいま申し上げましたとおり、委員長にあとは一任願いたいと思いますが。

（「お願いします」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件１３ 第４期福島町地域福祉計画の策定についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ご異議なしと認め、調査事件１３ 第４期福島町地域福祉計画の策定についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、３のその他について、何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ないようですので、以上で、本日の案件の調査はすべて終了いたしました。

これをもちまして、経済福祉常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（閉会 １４時２０分）

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

経済福祉常任委員会委員長 佐藤 孝 男